

(その15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分	組織活動費	大会費
支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)
	十億	百万	千	円			
会場借上費		600	000	00	R5. 4. 27	Aホテル	高松市□□町5-3-105
<p>●国会議員関係政治団体は、1件1万円を超える支出についての詳細をここに記入し、それを証明する領収書等の写しを提出します。領収書等は、収支報告書に記載してある順に並べ、重ならないよう整理して提出してください。また、領収書等の内容とここに記載されている内容を照合し、一致していることを確認してください。</p> <p>●その他の政治団体は、1件5万円以上の支出についての詳細をここに記入し、それを証明する領収書等の写しを提出します。領収書等は、収支報告書に記載してある順に並べ、重ならないよう整理して提出してください。また、領収書等の内容とここに記載されている内容を照合し、一致していることを確認してください。</p> <p>※領収書等の写しは、当該領収書等を複写機によりA4サイズの用紙に複写したものを提出ください。</p>							
この頁の小計		600	000	00			
その他の支出		900	000	00			
合計		1500	000	00			
<p>●国会議員関係政治団体は、1件1万円以下の支出について、こちらに合計金額を記入してください。</p> <p>●その他の政治団体は、1件5万円未満の支出についてはこちらに合計金額を記入してください。</p>							

このページに記入する経費の小分類を、記載要領を参考に、必ず記入してください。

- 政治活動費については、1件当りの金額(数回にわたってされたときは、その合計金額)が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあつては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあつては5万円以上の支出について、その支出を受けた者の氏名及び住所(団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を次の例により記載すること。
- 政治活動費は、(その13)の2の(1)から(6)までの基準により分類し、さらに費目ごとに、組織活動費にあつては、例えば、「大会費」、「行事費」、「組織対策費」、「渉外費」、「交際費」、選挙関係費にあつては、例えば、「公認推薦料」、「陣中見舞」、機関紙誌の発行事業費にあつては、例えば、「給与」、「材料費」、「印刷費」、「荷造発送費」、「原稿料」、宣伝事業費にあつては、例えば、「遊説費」、「新聞・ラジオ・テレビの広告料」、「ポスター・ビラ・パンフレットの作成費」、「宣伝用自動車の購入・維持費」、政治資金パーティー開催事業費にあつては、例えば「甲政治資金パーティー開催事業費」、「乙政治資金パーティー開催事業費」、調査研究費にあつては、例えば、「研修会費」、「資料費」、「書籍購入費」、「翻訳代」、寄附・交付金にあつては、「寄附金」、「賛助金」、「支部交付金」、「負担金」というように、適宜、小分類し、それぞれ別葉とすること。
- 記載の要領については、次のとおりとすること。
 - 「項目別区分」欄には、「組織活動費(大会費)」というように小分類した費目まで記載すること。
 - 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。
 - 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあつては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあつては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳				項目別区分		組織活動費		行事費	
支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考	
会場借上費		十億	百万	千	円	R5. 4. 13	(株)B店	仲多度郡まんのう町□□824	このページに記入する経費の小分類を、記載要領を参考に、必ず記入してください。
<p>●国会議員関係政治団体は、1件1万円を超える支出についての詳細をここに記入し、それを証明する領収書等の写しを提出します。領収書等は、収支報告書に記載してある順に並べ、重ならないよう整理して提出してください。また、領収書等の内容とここに記載されている内容を照合し、一致していることを確認してください。</p> <p>●その他の政治団体は、1件5万円以上の支出についての詳細をここに記入し、それを証明する領収書等の写しを提出します。領収書等は、収支報告書に記載してある順に並べ、重ならないよう整理して提出してください。また、領収書等の内容とここに記載されている内容を照合し、一致していることを確認してください。</p> <p>※領収書等の写しは、当該領収書等を複写機によりA4サイズ用の紙に複写したものを提出ください。</p>									
この頁の小計			1	0	0	0			
その他の支出						3			
合計			1	0	0	3			

●国会議員関係政治団体は、1件1万円以下の支出について、こちらに合計金額を記入してください。
●その他の政治団体は、1件5万円未満の支出についてはこちらに合計金額を記入してください。

- 政治活動費については、1件当りの金額(数回にわたってされたときは、その合計金額)が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあつては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあつては5万円以上の支出について、その支出を受けた者の氏名及び住所(団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を次の例により記載すること。
- 政治活動費は、(その13)の2の(1)から(6)までの基準により分類し、さらに費目ごとに、組織活動費にあつては、例えば、「大会費」、「行事費」、「組織対策費」、「渉外費」、「交際費」、選挙関係費にあつては、例えば、「公認推薦料」、「陣中見舞」、機関紙誌の発行事業費にあつては、例えば、「給与」、「材料費」、「印刷費」、「荷造発送費」、「原稿料」、宣伝事業費にあつては、例えば、「遊説費」、「新聞・ラジオ・テレビの広告料」、「ポスター・ビラ・パンフレットの作成費」、「宣伝用自動車の購入・維持費」、政治資金パーティー開催事業費にあつては、例えば「甲政治資金パーティー開催事業費」、「乙政治資金パーティー開催事業費」、調査研究費にあつては、例えば、「研修会費」、「資料費」、「書籍購入費」、「翻訳代」、寄附・交付金にあつては、「寄附金」、「賛助金」、「支部交付金」、「負担金」というように、適宜、小分類し、それぞれ別葉とすること。
- 記載の要領については、次のとおりとすること。
 - 「項目別区分」欄には、「組織活動費(大会費)」というように小分類した費目まで記載すること。
 - 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。
 - 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあつては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあつては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分		組織活動費 (組織対策費)	
支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円				このページに記入する経費の小分類を、記載要領を参考に、必ず記入してください。
会食費			50000		R5. 4. 27	(株)Cホテル△△	香川郡直島町◇2628- 1	
//			60000		R5. 5. 3	(株)D	高松市◇町5-4-15	
車両費			90000		R5. 5. 29	E自動車(株)	丸亀市◇◇町◇8-526	
<p>●国会議員関係政治団体は、1件1万円を超える支出についての詳細をここに記入し、それを証明する領収書等の写しを提出します。領収書等は、収支報告書に記載してある順に並べ、重ならないよう整理して提出してください。また、領収書等の内容とここに記載されている内容を照合し、一致していることを確認してください。</p> <p>●その他の政治団体は、1件5万円以上の支出についての詳細をここに記入し、それを証明する領収書等の写しを提出します。領収書等は、収支報告書に記載してある順に並べ、重ならないよう整理して提出してください。また、領収書等の内容とここに記載されている内容を照合し、一致していることを確認してください。</p> <p>※領収書等の写しは、当該領収書等を複写機によりA4サイズ of 用紙に複写したものを提出してください。</p>								
この頁の小計			1010000					
その他の支出			3000000					<p>●国会議員関係政治団体は、1件1万円以下の支出について、こちらに合計金額を記入してください。</p> <p>●その他の政治団体は、1件5万円未満の支出についてはこちらに合計金額を記入してください。</p>
合計			3101000					

- 政治活動費については、1件当りの金額(数回にわたってされたときは、その合計金額)が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について、その支出を受けた者の氏名及び住所(団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を次の例により記載すること。
- 政治活動費は、(その13)の2の(1)から(6)までの基準により分類し、さらに費目ごとに、組織活動費にあっては、例えば、「大会費」、「行事費」、「組織対策費」、「渉外費」、「交際費」、選挙関係費にあっては、例えば、「公認推薦料」、「陣中見舞」、機関紙誌の発行事業費にあっては、例えば、「給与」、「材料費」、「印刷費」、「荷造発送費」、「原稿料」、宣伝事業費にあっては、例えば、「遊説費」、「新聞・ラジオ・テレビの広告料」、「ポスター・ビラ・パンフレットの作成費」、「宣伝用自動車の購入・維持費」、政治資金パーティー開催事業費にあっては、例えば「甲政治資金パーティー開催事業費」、「乙政治資金パーティー開催事業費」、調査研究費にあっては、例えば、「研修会費」、「資料費」、「書籍購入費」、「翻訳代」、寄附・交付金にあっては、「寄附金」、「賛助金」、「支部交付金」、「負担金」というように、適宜、小分類し、それぞれ別葉とすること。
- 記載の要領については、次のとおりとすること。
 - 「項目別区分」欄には、「組織活動費(大会費)」というように小分類した費目まで記載すること。
 - 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。
 - 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分	組織活動費	渉外費
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
<p>●国会議員関係政治団体は、1件1万円を超える支出についての詳細をここに記入し、それを証明する領収書等の写しを提出します。領収書等は、収支報告書に記載してある順に並べ、重ならないよう整理して提出してください。また、領収書等の内容とここに記載されている内容を照合し、一致していることを確認してください。</p> <p>●その他の政治団体は、1件5万円以上の支出についての詳細をここに記入し、それを証明する領収書等の写しを提出します。領収書等は、収支報告書に記載してある順に並べ、重ならないよう整理して提出してください。また、領収書等の内容とここに記載されている内容を照合し、一致していることを確認してください。</p> <p>※領収書等の写しは、当該領収書等を複写機によりA4サイズ用の紙に複写したものを提出ください。</p>					<p>このページに記入する経費の小分類を、記載要領を参考に、必ず記入してください。</p>
この頁の小計					0
その他の支出					1000000
合計					1000000

●国会議員関係政治団体は、1件1万円以下の支出について、こちらに合計金額を記入してください。
●その他の政治団体は、1件5万円未満の支出についてはこちらに合計金額を記入してください。

- 政治活動費については、1件当りの金額(数回にわたってされたときは、その合計金額)が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行つた支出にあつては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行つた支出にあつては5万円以上の支出について、その支出を受けた者の氏名及び住所(団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を次の例により記載すること。
- 政治活動費は、(その13)の2の(1)から(6)までの基準により分類し、さらに費目ごとに、組織活動費にあつては、例えば、「大会費」、「行事費」、「組織対策費」、「渉外費」、「交際費」、選挙関係費にあつては、例えば、「公認推薦料」、「陣中見舞」、機関紙誌の発行事業費にあつては、例えば、「給与」、「材料費」、「印刷費」、「荷造発送費」、「原稿料」、宣伝事業費にあつては、例えば、「遊説費」、「新聞・ラジオ・テレビの広告料」、「ポスター・ビラ・パンフレットの作成費」、「宣伝用自動車の購入・維持費」、政治資金パーティー開催事業費にあつては、例えば「甲政治資金パーティー開催事業費」、「乙政治資金パーティー開催事業費」、調査研究費にあつては、例えば、「研修会費」、「資料費」、「書籍購入費」、「翻訳代」、寄附・交付金にあつては、「寄附金」、「賛助金」、「支部交付金」、「負担金」というように、適宜、小分類し、それぞれ別業とすること。
- 記載の要領については、次のとおりとすること。
 - 「項目別区分」欄には、「組織活動費(大会費)」というように小分類した費目まで記載すること。
 - 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。
 - 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行つた支出にあつては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行つた支出にあつては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分	組織活動費	交際費
支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)
パーティー券代	十億	百万	千	円	R5. 3. 20	E 政治連盟	高松市△△△町1210-3
<p>●国会議員関係政治団体は、1件1万円を超える支出についての詳細をここに記入し、それを証明する領収書等の写しを提出します。領収書等は、収支報告書に記載してある順に並べ、重ならないよう整理して提出してください。また、領収書等の内容とここに記載されている内容を照合し、一致していることを確認してください。</p> <p>●その他の政治団体は、1件5万円以上の支出についての詳細をここに記入し、それを証明する領収書等の写しを提出します。領収書等は、収支報告書に記載してある順に並べ、重ならないよう整理して提出してください。また、領収書等の内容とここに記載されている内容を照合し、一致していることを確認してください。</p> <p>※領収書等の写しは、当該領収書等を複写機によりA4サイズ用の紙に複写したものを提出ください。</p>							
この頁の小計			200	0000			
その他の支出				0			
合計			200	0000			

備考
このページに記入する経費の小分類を、記載要領を参考に、必ず記入してください。

●国会議員関係政治団体は、1件1万円以下の支出について、こちらに合計金額を記入してください。
●その他の政治団体は、1件5万円未満の支出についてはこちらに合計金額を記入してください。

- 政治活動費については、1件当りの金額(数回にわたってされたときは、その合計金額)が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあつては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあつては5万円以上の支出について、その支出を受けた者の氏名及び住所(団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を次の例により記載すること。
- 政治活動費は、(その13)の2の(1)から(6)までの基準により分類し、さらに費目ごとに、組織活動費にあつては、例えば、「大会費」、「行事費」、「組織対策費」、「渉外費」、「交際費」、選挙関係費にあつては、例えば、「公認推薦料」、「陣中見舞」、機関紙誌の発行事業費にあつては、例えば、「給与」、「材料費」、「印刷費」、「荷造発送費」、「原稿料」、宣伝事業費にあつては、例えば、「遊説費」、「新聞・ラジオ・テレビの広告料」、「ポスター・ビラ・パンフレットの作成費」、「宣伝用自動車の購入・維持費」、政治資金パーティー開催事業費にあつては、例えば「甲政治資金パーティー開催事業費」、「乙政治資金パーティー開催事業費」、調査研究費にあつては、例えば、「研修会費」、「資料費」、「書籍購入費」、「翻訳代」、寄附・交付金にあつては、「寄附金」、「賛助金」、「支部交付金」、「負担金」というように、適宜、小分類し、それぞれ別葉とすること。
- 記載の要領については、次のとおりとすること。
 - 「項目別区分」欄には、「組織活動費(大会費)」というように小分類した費目まで記載すること。
 - 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。
 - 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあつては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあつては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分	選挙関係費 (陣中見舞)			
支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考	
選挙に係る寄附	十億	百万	千	円	R5. 7. 7	A島 A夫	沖縄県〇〇市〇町2-9-30	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> このページに記入する経費の小分類を、記載要領を参考に、必ず記入してください。 </div>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ●国会議員関係政治団体は、1件1万円を超える支出についての詳細をここに記入し、それを証明する領収書等の写しを提出します。領収書等は、収支報告書に記載してある順に並べ、重ならないよう整理して提出してください。また、領収書等の内容とここに記載されている内容を照合し、一致していることを確認してください。 ●その他の政治団体は、1件5万円以上の支出についての詳細をここに記入し、それを証明する領収書等の写しを提出します。領収書等は、収支報告書に記載してある順に並べ、重ならないよう整理して提出してください。また、領収書等の内容とここに記載されている内容を照合し、一致していることを確認してください。 ※領収書等の写しは、当該領収書等を複写機によりA4サイズの用紙に複写したものをご提出ください。 </div>									
この頁の小計									
その他の支出								<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ●国会議員関係政治団体は、1件1万円以下の支出について、こちらに合計金額を記入してください。 ●その他の政治団体は、1件5万円未満の支出についてはこちらに合計金額を記入してください。 </div>	
合計									

- 政治活動費については、1件当りの金額(数回にわたってされたときは、その合計金額)が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行つた支出にあつては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行つた支出にあつては5万円以上の支出について、その支出を受けた者の氏名及び住所(団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を次の例により記載すること。
- 政治活動費は、(その13)の2の(1)から(6)までの基準により分類し、さらに費目ごとに、組織活動費にあつては、例えば、「大会費」、「行事費」、「組織対策費」、「渉外費」、「交際費」、選挙関係費にあつては、例えば、「公認推薦料」、「陣中見舞」、機関紙誌の発行业務費にあつては、例えば、「給与」、「材料費」、「印刷費」、「荷造発送費」、「原稿料」、宣伝事業費にあつては、例えば、「遊説費」、「新聞・ラジオ・テレビの広告料」、「ポスター・ビラ・パンフレットの作成費」、「宣伝用自動車の購入・維持費」、政治資金パーティー開催事業費にあつては、例えば「甲政治資金パーティー開催事業費」、「乙政治資金パーティー開催事業費」、調査研究費にあつては、例えば、「研修会費」、「資料費」、「書籍購入費」、「翻訳代」、寄附・交付金にあつては、「寄附金」、「賛助金」、「支部交付金」、「負担金」というように、適宜、小分類し、それぞれ別葉とすること。
- 記載の要領については、次のとおりとすること。
 - 「項目別区分」欄には、「組織活動費(大会費)」というように小分類した費目まで記載すること。
 - 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。
 - 「その他の支出」欄には、1件当りの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行つた支出にあつては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行つた支出にあつては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分	機関紙誌の発行事業費 (材料費)			
支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考	
用紙代	十億	百万	千	円	R5. 5. 22	(株) I 商店	高松市〇〇町1156	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> このページに記入する経費の小分類を、記載要領を参考に、必ず記入してください。 </div>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>●国会議員関係政治団体は、1件1万円を超える支出についての詳細をここに記入し、それを証明する領収書等の写しを提出します。領収書等は、収支報告書に記載してある順に並べ、重ならないよう整理して提出してください。また、領収書等の内容とここに記載されている内容を照合し、一致していることを確認してください。</p> <p>●その他の政治団体は、1件5万円以上の支出についての詳細をここに記入し、それを証明する領収書等の写しを提出します。領収書等は、収支報告書に記載してある順に並べ、重ならないよう整理して提出してください。また、領収書等の内容とここに記載されている内容を照合し、一致していることを確認してください。</p> <p>※領収書等の写しは、当該領収書等を複写機によりA4サイズの用紙に複写したものを提出ください。</p> </div>									
この頁の小計			5000000						
その他の支出			5000000					<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>●国会議員関係政治団体は、1件1万円以下の支出について、こちらに合計金額を記入してください。</p> <p>●その他の政治団体は、1件5万円未満の支出についてはこちらに合計金額を記入してください。</p> </div>	
合計			5500000						

- 政治活動費については、1件当りの金額(数回にわたってされたときは、その合計金額)が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行つた支出にあつては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行つた支出にあつては5万円以上の支出について、その支出を受けた者の氏名及び住所(団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を次の例により記載すること。
- 政治活動費は、(その13)の2の(1)から(6)までの基準により分類し、さらに費目ごとに、組織活動費にあつては、例えば、「大会費」、「行事費」、「組織対策費」、「渉外費」、「交際費」、選挙関係費にあつては、例えば、「公認推薦料」、「陣中見舞」、機関紙誌の発行事業費にあつては、例えば、「給与」、「材料費」、「印刷費」、「荷造発送費」、「原稿料」、宣伝事業費にあつては、例えば、「遊説費」、「新聞・ラジオ・テレビの広告料」、「ポスター・ビラ・パンフレットの作成費」、「宣伝用自動車の購入・維持費」、政治資金パーティー開催事業費にあつては、例えば「甲政治資金パーティー開催事業費」、「乙政治資金パーティー開催事業費」、調査研究費にあつては、例えば、「研修会費」、「資料費」、「書籍購入費」、「翻訳代」、寄附・交付金にあつては、「寄附金」、「賛助金」、「支部交付金」、「負担金」というように、適宜、小分類し、それぞれ別葉とすること。
- 記載の要領については、次のとおりとすること。
 - 「項目別区分」欄には、「組織活動費(大会費)」というように小分類した費目まで記載すること。
 - 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。
 - 「その他の支出」欄には、1件当りの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行つた支出にあつては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行つた支出にあつては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分	機関紙誌の発行事業費 (原稿料)			
支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考	
	十億	百万	千	円				<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> このページに記入する経費の小分類を、記載要領を参考に、必ず記入してください。 </div>	
●国会議員関係政治団体は、1件1万円を超える支出についての詳細をここに記入し、それを証明する領収書等の写しを提出します。領収書等は、収支報告書に記載してある順に並べ、重ならないよう整理して提出してください。また、領収書等の内容とここに記載されている内容を照合し、一致していることを確認してください。 ●その他の政治団体は、1件5万円以上の支出についての詳細をここに記入し、それを証明する領収書等の写しを提出します。領収書等は、収支報告書に記載してある順に並べ、重ならないよう整理して提出してください。また、領収書等の内容とここに記載されている内容を照合し、一致していることを確認してください。									
※領収書等の写しは、当該領収書等を複写機によりA4サイズ of 用紙に複写したものをご提出ください。									
この頁の小計				0					
その他の支出			3000000	0					
合計			3000000	0					

●国会議員関係政治団体は、1件1万円以下の支出について、こちらに合計金額を記入してください。
 ●その他の政治団体は、1件5万円未満の支出についてはこちらに合計金額を記入してください。

- 政治活動費については、1件当りの金額(数回にわたってされたときは、その合計金額)が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行つた支出にあつては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行つた支出にあつては5万円以上の支出について、その支出を受けた者の氏名及び住所(団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を次の例により記載すること。
- 政治活動費は、(その13)の2の(1)から(6)までの基準により分類し、さらに費目ごとに、組織活動費にあつては、例えば、「大会費」、「行事費」、「組織対策費」、「渉外費」、「交際費」、選挙関係費にあつては、例えば、「公認推薦料」、「陣中見舞」、機関紙誌の発行事業費にあつては、例えば、「給与」、「材料費」、「印刷費」、「荷造発送費」、「原稿料」、宣伝事業費にあつては、例えば、「遊説費」、「新聞・ラジオ・テレビの広告料」、「ポスター・ビラ・パンフレットの作成費」、「宣伝用自動車の購入・維持費」、政治資金パーティー開催事業費にあつては、例えば「甲政治資金パーティー開催事業費」、「乙政治資金パーティー開催事業費」、調査研究費にあつては、例えば、「研修会費」、「資料費」、「書籍購入費」、「翻訳代」、寄附・交付金にあつては、「寄附金」、「賛助金」、「支部交付金」、「負担金」というように、適宜、小分類し、それぞれ別業とすること。
- 記載の要領については、次のとおりとすること。
 - 「項目別区分」欄には、「組織活動費(大会費)」というように小分類した費目まで記載すること。
 - 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。
 - 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行つた支出にあつては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行つた支出にあつては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分	宣伝事業費 (ポスターの作成費)	備考	
支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)		支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)
印刷費	十億	百万	千	円	R5. 9. 28	K印刷(株)	高松市××町2-6-9	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> このページに記入する経費の小分類を、記載要領を参考に、必ず記入してください。 </div>
●国会議員関係政治団体は、1件1万円を超える支出についての詳細をここに記入し、それを証明する領収書等の写しを提出します。領収書等は、収支報告書に記載してある順に並べ、重ならないよう整理して提出してください。また、領収書等の内容とここに記載されている内容を照合し、一致していることを確認してください。 ●その他の政治団体は、1件5万円以上の支出についての詳細をここに記入し、それを証明する領収書等の写しを提出します。領収書等は、収支報告書に記載してある順に並べ、重ならないよう整理して提出してください。また、領収書等の内容とここに記載されている内容を照合し、一致していることを確認してください。								
※領収書等の写しは、当該領収書等を複写機によりA4サイズの用紙に複写したものを提出ください。								
この頁の小計			400	0000				
その他の支出				2000				
合計			402	0000				

●国会議員関係政治団体は、1件1万円以下の支出について、こちらに合計金額を記入してください。
 ●その他の政治団体は、1件5万円未満の支出についてはこちらに合計金額を記入してください。

- 政治活動費については、1件当りの金額(数回にわたってされたときは、その合計金額)が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行つた支出にあつては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行つた支出にあつては5万円以上の支出について、その支出を受けた者の氏名及び住所(団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を次の例により記載すること。
- 政治活動費は、(その13)の2の(1)から(6)までの基準により分類し、さらに費目ごとに、組織活動費にあつては、例えば、「大会費」、「行事費」、「組織対策費」、「渉外費」、「交際費」、選挙関係費にあつては、例えば、「公認推薦料」、「陣中見舞」、機関紙誌の発行事業費にあつては、例えば、「給与」、「材料費」、「印刷費」、「荷造発送費」、「原稿料」、宣伝事業費にあつては、例えば、「遊説費」、「新聞・ラジオ・テレビの広告料」、「ポスター・ビラ・パンフレットの作成費」、「宣伝用自動車の購入・維持費」、政治資金パーティー開催事業費にあつては、例えば「甲政治資金パーティー開催事業費」、「乙政治資金パーティー開催事業費」、調査研究費にあつては、例えば、「研修会費」、「資料費」、「書籍購入費」、「翻訳代」、寄附・交付金にあつては、「寄附金」、「賛助金」、「支部交付金」、「負担金」というように、適宜、小分類し、それぞれ別葉とすること。
- 記載の要領については、次のとおりとすること。
 - 「項目別区分」欄には、「組織活動費(大会費)」というように小分類した費目まで記載すること。
 - 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。
 - 「その他の支出」欄には、1件当りの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行つた支出にあつては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行つた支出にあつては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳						項目別区分		政治資金パーティー開催事業費（香川太郎と語る会開催事業費 R5. 3. 22開催分）	
支出の目的	金 額					年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
	十億	百万	千	円					
案内状印刷代			4	0	0	R5. 1. 30	(株)A印刷	高松市△△町689-11	このページに記入する経費の小分類を、記載要領を参考に、必ず記入してください。
企画代			3	0	0	R5. 2. 27	(株)B企画	高松市◇町2217-19	
会場費			3	0	0	R5. 5. 1	C内 C一	坂出市◇◇町1-18-20	
警備費用			2	0	0	R5. 5. 6	(株)D	高松市□町2-5-1	
<p>●国会議員関係政治団体は、1件1万円を超える支出についての詳細をここに記入し、それを証明する領収書等の写しを提出します。領収書等は、収支報告書に記載してある順に並べ、重ならないよう整理して提出してください。また、領収書等の内容とここに記載されている内容を照合し、一致していることを確認してください。</p> <p>●その他の政治団体は、1件5万円以上の支出についての詳細をここに記入し、それを証明する領収書等の写しを提出します。領収書等は、収支報告書に記載してある順に並べ、重ならないよう整理して提出してください。また、領収書等の内容とここに記載されている内容を照合し、一致していることを確認してください。</p> <p>※領収書等の写しは、当該領収書等を複写機によりA4サイズ用の紙に複写したものをご提出ください。</p>									
この頁の小計			1	2	0				
その他の支出			3	0	0				●国会議員関係政治団体は、1件1万円以下の支出について、こちらに合計金額を記入してください。 ●その他の政治団体は、1件5万円未満の支出についてはこちらに合計金額を記入してください。
合 計			1	5	0				

- 政治活動費については、1件当りの金額(数回にわたってされたときは、その合計金額)が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあつては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあつては5万円以上の支出について、その支出を受けた者の氏名及び住所(団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を次の例により記載すること。
- 政治活動費は、(その13)の2の(1)から(6)までの基準により分類し、さらに費目ごとに、組織活動費にあつては、例えば、「大会費」、「行事費」、「組織対策費」、「渉外費」、「交際費」、選挙関係費にあつては、例えば、「公認推薦料」、「陣中見舞」、機関紙誌の発行事業費にあつては、例えば、「給与」、「材料費」、「印刷費」、「荷造発送費」、「原稿料」、宣伝事業費にあつては、例えば、「遊説費」、「新聞・ラジオ・テレビの広告料」、「ポスター・ビラ・パンフレットの作成費」、「宣伝用自動車の購入・維持費」、政治資金パーティー開催事業費にあつては、例えば「甲政治資金パーティー開催事業費」、「乙政治資金パーティー開催事業費」、調査研究費にあつては、例えば、「研修会費」、「資料費」、「書籍購入費」、「翻訳代」、寄附・交付金にあつては、「寄附金」、「賛助金」、「支部交付金」、「負担金」というように、適宜、小分類し、それぞれ別葉とすること。
- 記載の要領については、次のとおりとすること。
 - 「項目別区分」欄には、「組織活動費(大会費)」というように小分類した費目まで記載すること。
 - 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。
 - 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあつては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあつては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分	その他の事業費(□□□イベント開催事業費)		
支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円				このページに記入する経費の小分類を、記載要領を参考に、必ず記入してください。
ポスター印刷代			300	000	R5. 3. 23	(有)A企画	さぬき市◇◇町◇◇930-2	
〃			200	000	R5. 5. 22	〃	〃	
<p>●国会議員関係政治団体は、1件1万円を超える支出についての詳細をここに記入し、それを証明する領収書等の写しを提出します。領収書等は、収支報告書に記載してある順に並べ、重ならないよう整理して提出してください。また、領収書等の内容とここに記載されている内容を照合し、一致していることを確認してください。</p> <p>●その他の政治団体は、1件5万円以上の支出についての詳細をここに記入し、それを証明する領収書等の写しを提出します。領収書等は、収支報告書に記載してある順に並べ、重ならないよう整理して提出してください。また、領収書等の内容とここに記載されている内容を照合し、一致していることを確認してください。</p> <p>※領収書等の写しは、当該領収書等を複写機によりA4サイズ of 用紙に複写したものをご提出ください。</p>								
この頁の小計			500	000				
その他の支出			300	000				<p>●国会議員関係政治団体は、1件1万円以下の支出について、こちらに合計金額を記入してください。</p> <p>●その他の政治団体は、1件5万円未満の支出についてはこちらに合計金額を記入してください。</p>
合計			530	000				

- 政治活動費については、1件当りの金額(数回にわたってされたときは、その合計金額)が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあつては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあつては5万円以上の支出について、その支出を受けた者の氏名及び住所(団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を次の例により記載すること。
- 政治活動費は、(その13)の2の(1)から(6)までの基準により分類し、さらに費目ごとに、組織活動費にあつては、例えば、「大会費」、「行事費」、「組織対策費」、「渉外費」、「交際費」、選挙関係費にあつては、例えば、「公認推薦料」、「陣中見舞」、機関紙誌の発行事業費にあつては、例えば、「給与」、「材料費」、「印刷費」、「荷造発送費」、「原稿料」、宣伝事業費にあつては、例えば、「遊説費」、「新聞・ラジオ・テレビの広告料」、「ポスター・ビラ・パンフレットの作成費」、「宣伝用自動車の購入・維持費」、政治資金パーティー開催事業費にあつては、例えば「甲政治資金パーティー開催事業費」、「乙政治資金パーティー開催事業費」、調査研究費にあつては、例えば、「研修会費」、「資料費」、「書籍購入費」、「翻訳代」、寄附・交付金にあつては、「寄附金」、「賛助金」、「支部交付金」、「負担金」というように、適宜、小分類し、それぞれ別葉とすること。
- 記載の要領については、次のとおりとすること。
 - 「項目別区分」欄には、「組織活動費(大会費)」というように小分類した費目まで記載すること。
 - 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。
 - 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあつては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあつては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分	調査研究費	研修会費
支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)
××研修会	十億	百万	千	円	R5. 9. 18	(株)N企画	坂出市□□町1355
<p>●国会議員関係政治団体は、1件1万円を超える支出についての詳細をここに記入し、それを証明する領収書等の写しを提出します。領収書等は、収支報告書に記載してある順に並べ、重ならないよう整理して提出してください。また、領収書等の内容とここに記載されている内容を照合し、一致していることを確認してください。</p> <p>●その他の政治団体は、1件5万円以上の支出についての詳細をここに記入し、それを証明する領収書等の写しを提出します。領収書等は、収支報告書に記載してある順に並べ、重ならないよう整理して提出してください。また、領収書等の内容とここに記載されている内容を照合し、一致していることを確認してください。</p> <p>※領収書等の写しは、当該領収書等を複写機によりA4サイズの用紙に複写したものを提出ください。</p>							
この頁の小計			100	0000			
その他の支出				0			
合計			100	0000			

備考
このページに記入する経費の小分類を、記載要領を参考に、必ず記入してください。

●国会議員関係政治団体は、1件1万円以下の支出について、こちらに合計金額を記入してください。
●その他の政治団体は、1件5万円未満の支出についてはこちらに合計金額を記入してください。

- 1 政治活動費については、1件当りの金額(数回にわたってされたときは、その合計金額)が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行つた支出にあつては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行つた支出にあつては5万円以上の支出について、その支出を受けた者の氏名及び住所(団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を次の例により記載すること。
- 2 政治活動費は、(その13)の2の(1)から(6)までの基準により分類し、さらに費目ごとに、組織活動費にあつては、例えば、「大会費」、「行事費」、「組織対策費」、「渉外費」、「交際費」、選挙関係費にあつては、例えば、「公認推薦料」、「陣中見舞」、機関紙誌の発行业業費にあつては、例えば、「給与」、「材料費」、「印刷費」、「荷造発送費」、「原稿料」、宣伝事業費にあつては、例えば、「遊説費」、「新聞・ラジオ・テレビの広告料」、「ポスター・ビラ・パンフレットの作成費」、「宣伝用自動車の購入・維持費」、政治資金パーティー開催事業費にあつては、例えば「甲政治資金パーティー開催事業費」、「乙政治資金パーティー開催事業費」、調査研究費にあつては、例えば、「研修会費」、「資料費」、「書籍購入費」、「翻訳代」、寄附・交付金にあつては、「寄附金」、「賛助金」、「支部交付金」、「負担金」というように、適宜、小分類し、それぞれ別葉とすること。
- 3 記載の要領については、次のとおりとすること。
 - (1) 「項目別区分」欄には、「組織活動費(大会費)」というように小分類した費目まで記載すること。
 - (2) 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。
 - (3) 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行つた支出にあつては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行つた支出にあつては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分	寄附・交付金 ()	寄附金 ()		
支出の目的	金 額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考	
	十億	百万	千	円				このページに記入する経費の小分類を、記載要領を参考に、必ず記入してください。	
寄附金		2	0	0	0	R5. 1. 10	A 後援会		小豆郡土庄町△△△2079-5
//			8	0	0	0	//		//
//		1	0	0	0	0	//		//
//			3	0	0	0	//		//
//			5	0	0	0	//		//
<p>●国会議員関係政治団体は、1件1万円を超える支出についての詳細をここに記入し、それを証明する領収書等の写しを提出します。領収書等は、収支報告書に記載してある順に並べ、重ならないよう整理して提出してください。また、領収書等の内容とここに記載されている内容を照合し、一致していることを確認してください。</p> <p>●その他の政治団体は、1件5万円以上の支出についての詳細をここに記入し、それを証明する領収書等の写しを提出します。領収書等は、収支報告書に記載してある順に並べ、重ならないよう整理して提出してください。また、領収書等の内容とここに記載されている内容を照合し、一致していることを確認してください。</p> <p>※領収書等の写しは、当該領収書等を複写機によりA4サイズの用紙に複写したものをご提出ください。</p>									
この頁の小計		4	6	0	0	0			
その他の支出						0			
合 計		4	6	0	0	0			
<p>●国会議員関係政治団体は、1件1万円以下の支出について、こちらに合計金額を記入してください。</p> <p>●その他の政治団体は、1件5万円未満の支出についてはこちらに合計金額を記入してください。</p>									

- 政治活動費については、1件当りの金額(数回にわたってされたときは、その合計金額)が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあつては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあつては5万円以上の支出について、その支出を受けた者の氏名及び住所(団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を次の例により記載すること。
- 政治活動費は、(その13)の2の(1)から(6)までの基準により分類し、さらに費目ごとに、組織活動費にあつては、例えば、「大会費」、「行事費」、「組織対策費」、「渉外費」、「交際費」、選挙関係費にあつては、例えば、「公認推薦料」、「陣中見舞」、機関紙誌の発行事業費にあつては、例えば、「給与」、「材料費」、「印刷費」、「荷造発送費」、「原稿料」、宣伝事業費にあつては、例えば、「遊説費」、「新聞・ラジオ・テレビの広告料」、「ポスター・ビラ・パンフレットの作成費」、「宣伝用自動車の購入・維持費」、政治資金パーティー開催事業費にあつては、例えば「甲政治資金パーティー開催事業費」、「乙政治資金パーティー開催事業費」、調査研究費にあつては、例えば、「研修会費」、「資料費」、「書籍購入費」、「翻訳代」、寄附・交付金にあつては、「寄附金」、「賛助金」、「支部交付金」、「負担金」というように、適宜、小分類し、それぞれ別葉とすること。
- 記載の要領については、次のとおりとすること。
 - 「項目別区分」欄には、「組織活動費(大会費)」というように小分類した費目まで記載すること。
 - 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。
 - 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあつては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあつては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳						項目別区分		寄附・交付金 (支部交付金)	
支出の目的	金 額					年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円					
支部交付金			60000	0	0	R5. 2. 6	香川太郎後援会 A 支部	善通寺市〇〇〇町 1-1-12	このページに記入する経費の小分類を、記載要領を参考に、必ず記入してください。
〃			60000	0	0	R5. 2. 6	香川太郎後援会 B 支部	観音寺市××町 7-3-18	
〃			10000	0	0	R5. 3. 6	香川太郎後援会 C 支部	高松市××町 1-17-28	
〃			70000	0	0	R5. 4. 5	香川太郎後援会 D 支部	高松市△△△町△△1009	
〃			10000	0	0	R5. 4. 6	香川太郎後援会 E 支部	高松市△△△△△ 2-1	
〃			10000	0	0	R5. 6. 6	香川太郎後援会 G 支部	仲多度郡まんのう町◇◇824	
〃			30000	0	0	R5. 6. 6	香川太郎後援会 H 支部	香川郡直島町◇2628-1	
<p>●国会議員関係政治団体は、1件1万円を超える支出についての詳細をここに記入し、それを証明する領収書等の写しを提出します。領収書等は、収支報告書に記載してある順に並べ、重ならないよう整理して提出してください。また、領収書等の内容とここに記載されている内容を照合し、一致していることを確認してください。</p> <p>●その他の政治団体は、1件5万円以上の支出についての詳細をここに記入し、それを証明する領収書等の写しを提出します。領収書等は、収支報告書に記載してある順に並べ、重ならないよう整理して提出してください。また、領収書等の内容とここに記載されている内容を照合し、一致していることを確認してください。</p> <p>※領収書等の写しは、当該領収書等を複写機によりA4サイズの用紙に複写したものをご提出ください。</p>									
この頁の小計			79000	0	0				
その他の支出			30000	0	0				●国会議員関係政治団体は、1件1万円以下の支出について、こちらに合計金額を記入してください。 ●その他の政治団体は、1件5万円未満の支出についてはこちらに合計金額を記入してください。
合 計			82000	0	0				

- 政治活動費については、1件当りの金額(数回にわたってされたときは、その合計金額)が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行つた支出にあつては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行つた支出にあつては5万円以上の支出について、その支出を受けた者の氏名及び住所(団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を次の例により記載すること。
- 政治活動費は、(その13)の2の(1)から(6)までの基準により分類し、さらに費目ごとに、組織活動費にあつては、例えば、「大会費」、「行事費」、「組織対策費」、「渉外費」、「交際費」、選挙関係費にあつては、例えば、「公認推薦料」、「陣中見舞」、機関紙誌の発行事業費にあつては、例えば、「給与」、「材料費」、「印刷費」、「荷造発送費」、「原稿料」、宣伝事業費にあつては、例えば、「遊説費」、「新聞・ラジオ・テレビの広告料」、「ポスター・ビラ・パンフレットの作成費」、「宣伝用自動車の購入・維持費」、政治資金パーティー開催事業費にあつては、例えば「甲政治資金パーティー開催事業費」、「乙政治資金パーティー開催事業費」、調査研究費にあつては、例えば、「研修会費」、「資料費」、「書籍購入費」、「翻訳代」、寄附・交付金にあつては、「寄附金」、「賛助金」、「支部交付金」、「負担金」というように、適宜、小分類し、それぞれ別葉とすること。
- 記載の要領については、次のとおりとすること。
 - 「項目別区分」欄には、「組織活動費(大会費)」というように小分類した費目まで記載すること。
 - 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。
 - 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行つた支出にあつては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行つた支出にあつては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分	その他の経費(金銭以外のものによる収入相当分)		
支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
金銭以外のものによる寄附相当分	十億	百万	千	円	R5. 1. 1~ R5. 12. 31	B山 B武	小豆郡小豆島町××2519-2	事務所の無償貸与□ □㎡を1年間
			700	0000				
労務や事務所の無償提供を受けた場合、様式(その7)に収入として記載の上、様式(その15)に、経理上の処理のため収入と同額を計上してください。 さらに、領収書を徴し難かった支出の明細書にも同内容を記載してください。								
この頁の小計			700	0000				
その他の支出				0				
合計			700	0000				

●国会議員関係政治団体は、1件1万円以下の支出について、こちらに合計金額を記入してください。
 ●その他の政治団体は、1件5万円未満の支出についてはこちらに合計金額を記入してください。

- 政治活動費については、1件当りの金額(数回にわたってされたときは、その合計金額)が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行つた支出にあつては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行つた支出にあつては5万円以上の支出について、その支出を受けた者の氏名及び住所(団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を次の例により記載すること。
- 政治活動費は、(その13)の2の(1)から(6)までの基準により分類し、さらに費目ごとに、組織活動費にあつては、例えば、「大会費」、「行事費」、「組織対策費」、「渉外費」、「交際費」、選挙関係費にあつては、例えば、「公認推薦料」、「陣中見舞」、機関紙誌の発行事業費にあつては、例えば、「給与」、「材料費」、「印刷費」、「荷造発送費」、「原稿料」、宣伝事業費にあつては、例えば、「遊説費」、「新聞・ラジオ・テレビの広告料」、「ポスター・ビラ・パンフレットの作成費」、「宣伝用自動車の購入・維持費」、政治資金パーティー開催事業費にあつては、例えば「甲政治資金パーティー開催事業費」、「乙政治資金パーティー開催事業費」、調査研究費にあつては、例えば、「研修会費」、「資料費」、「書籍購入費」、「翻訳代」、寄附・交付金にあつては、「寄附金」、「賛助金」、「支部交付金」、「負担金」というように、適宜、小分類し、それぞれ別葉とすること。
- 記載の要領については、次のとおりとすること。
 - 「項目別区分」欄には、「組織活動費(大会費)」というように小分類した費目まで記載すること。
 - 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。
 - 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行つた支出にあつては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行つた支出にあつては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。